

取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要について

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会の実効性を高め、機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しましたので、その結果の概要等についてお知らせいたします。

1. 分析・評価の方法

取締役及び監査役全員に対し、実効性評価に関するアンケートを配布し、各設問の段階的な評価と自由記載欄を設け自己評価を行いました。

対象者：取締役及び監査役全員（10名）

回答者：取締役7名（内 社外取締役2名）、監査役3名（内 社外監査役2名）

実施時期：2023年2月～4月（集計・分析期間等含む）

2. 評価項目

評価を実施した主な項目は以下のとおりであり、各設問に段階的な評価及び自由記載欄を設け、自己評価を行いました。

- （1）取締役会の構成・規模について（4問）
- （2）取締役会の役割・機能について（7問）
- （3）取締役会の運営について（7問）
- （4）取締役会を支える体制について（6問）
- （5）その他（自由記載欄）

3. 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、多様な経験や専門性をもつ社外役員を含んでおり、自身が果たすべき役割を十分に理解し意見を述べ、審議を行い意思決定していることから、取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。また、以下の内容につきましては、依然として課題や改善に向けた検討等を行う必要があることを認識いたしました。

- （1）取締役会の多様性の確保
- （2）中期経営計画の策定、分析
- （3）取締役の業績評価と報酬制度
- （4）代表取締役の後継者計画

4. 今後の対応

上記の分析・評価を踏まえ、以下の対応について検討を進めてまいります。

- （1）取締役会の構成は、経営戦略に照らした上で、知識・経験・能力等のバランスに配慮しつつ適切と思われる人員で構成することに努めていきます。また、当事業年度中に各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成する方針であります。
- （2）当社は事業環境の変化が大きく、また研究開発に長期間を要する事業特性があることなどから中期経営計画を公表しておりませんが、今後は中期の目標設定、その実現に向けてより効果的な対策を講じることを検討してまいります。
- （3）前事業年度より業績連動報酬制度（役員賞与）を導入いたしました。引き続き経営陣の報酬が成長に向けたインセンティブとして機能するように制度検討を行ってまいります。
- （4）取締役会が代表取締役の後継者計画の策定、運用に適切な関与ができるよう検討してまいります。

今後も、課題と認識した事項については、十分な議論の時間を割き、取締役会の実効性のさらなる向上を目指してまいります。また、評価の方法等も引き続き検討を行いながら、ガバナンス体制の一層の強化に努めてまいります。

以上